

明治20年代における 初等教員資格制度の改革

牧 昌 見

はじめに

本稿は明治23年に改正された小学校令およびこの小学校令に基づいて翌明治24年に定められた「小学校教員検定等ニ関スル規則」において企図された初等教員資格制度において、その基本形態およびその基本構造をどのように改革しようとしていたか、またそのことが初等教員資格制度史上いかなる意義を有するかを究明することを目的とするものである。

一体初等教員の資格については明治14年小学校教員免許状授与方心得が定められ、地方長官をしてこれに関する規則を設けさせるに至って、資格制度はかなり整備されてきたが、当時にあってはなお師範学校の卒業証書と師範学校卒業生以外の者に与える「小学校教員免許状」とはたがいに両立していたのである。しかるに明治16年に至って小学校教員免許規則が定められ、その資格制度は始めて統一されたのである。しかしその検定試験の方法等実際に適合しないものが多いため適良なる正教員を増加する方策が講ぜられる必要が当局において考慮されていたのである。

当時における教育の情勢は明治23年「教育ニ関スル勅語」が換発されて教育の基本方針が明示されるとともに、同年地方学事通則が制定されて教育に関する事務と地方自治体との関係が明確化されたのである。小学校の制度に関しても、明治24年「私立小学校代用規則」、「小学校設備準則」、「小学校教則大綱」、「学級編制等ニ関スル規則」等が相ついで定められて、これが一層整備されたのである。

初等教員資格制度の改革もこれら一連の教育施策と軌を一にして行なわれたものであったのである。本稿においては初等教員資格の基本形態、資格の種類・効力・授与権者・取得要件・取得方式・養成および検定内容について分析を加えることにする。なお本稿は初等中等教員資格制度の発達に関する研究の一部をなすものである。

I 初等教員資格の基本形態

明治23年10月7日、勅令第215号をもって小学校令が改正され、明治19年の小学校令が大巾に改正されるとともに、初等教員資格制度に関する基本的事項はこの小学校令において規定されることになった。従前においては初等教員の資格条項は小学校令とは別に、諸学校通則第4条に基づき、文部省令たる小学校教員免許規則において規定されていたのである。しかるに明治23年10月7日の小学校令の改正においては、小学校の本旨および種類、小学校の

編制、就学、小学校の設置、小学校に関する府県市町村の負担および授業料、小学校長および教員、管理および監督と小学校に関する基本的事項がすべて小学校令において規定されることになったのである。初等教員資格に関してはその「第六章 小学校長及教員」(第53条～第65条)において、その基本的事項が規定されている。

まず初等教員資格の基本形態については、その第54条が「小学校ノ教員ハ小学校教員免許状ヲ有スルモノタルヘシ」と規定し、明治18年再改正の教育令において確立した教員資格の免許状主義の原則を踏襲している。⁽¹⁾なお明治18年のこの原則的規定を受け継いだ諸学校通則第4条は小学校の教員資格に関するかぎり、明治23年改正の小学校令附則第95条の規定により廃止されることになったが、今述べたとおり教員資格の免許状主義の原則はその第54条においてこれを踏襲しているのである。

II 初等教員資格の種類・効力・授与権者

次に初等教員資格の基本構造に関しては、その第55条においてその基本的事項が規定されている。まず第55条はその第1項において「小学校教員免許状ヲ得ルニハ検定ニ合格スルコトヲ要ス」と規定し、その取得方式のいかんにかかわらずすべて教員検定に合格したものに小学校教員免許状を授与する旨を明定したのである。従前においては教員養成方式に係わるものは教員検定を経る必要がなかったのであるが、今次の改正においてはこれらのものも教員検定を経ることが義務づけられたのである。しかしこの教員検定の種類、方式等の具体的な実施に関する事項については文部省令において規定されることとされたのである。すなわち改正された小学校令はその第55条第2項において「検定ハ府県ニ小学校教員検定委員ヲ置キ之ヲ施行ス但某種ノ小学校教員ノ検定ハ文部省ニ於テ之ヲ施行ス」と規定したほか、その第3項において「検定委員ノ組織権限検定ノ科目方法受検者ノ資格教員免許状教員候補者等ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」と規定したのである。このようにしてこの検定実施に要する具体的な事項は文部省令において規定されることになったのである。したがってこの省令において今次の改革による初等教員資格の基本構造が明らかにされるのである。

しかしてこの検定に関する事項が文部大臣によって定められたのは、小学校令の改正以後1年余りたってからであった。すなわち明治24年11月17日、文部省令第19号をもって明治23年改正の小学校令第55条に基づき「小学校教員検定等ニ関スル規則」がようやく定められたのである。次にこの規則において規定された初等教員資格の基本構造を吟味することにする。

まず第1に教員免許状の種類について考察する。「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第3条において、府県における検定等に係るものについては「府県知事ハ前条ノ具申ニ依リ合格ト認ムル者ニ相当ノ免許状ヲ授与スベシ」と規定し、明治23年改正の小学校令において創設された小学校教員検定委員会の委員長よりの具申に基づいて、府県知事が「相当ノ免許状」を授与する旨を明らかにしている。ここにいう「相当ノ免許状」については明治24年

11月17日、つまり「小学校教員検定等ニ関スル規則」が制定された日に、この規則に関する当局の説明が発せられているが、そのうちにおいて「第三条ニ所謂相当ノ免許状トハ受験者ノ資格及検定ノ成績ニ依リ高等学校、尋常小学校、本科、専科正教員、准教員ノ別ニ相当セルセノヲ謂フ」と説明していることから理解されるように、高等学校・尋常小学校の学校種別、本科・専科の種別、正教員・准教員の種別により、通計8種類の免許状が存在することになるのである。⁽²⁾しかしこれを免許状の効力との関連で整理するならば、正教員の免許状と准教員の免許状の2種に分類することができる。ここにいう正教員、准教員についてはすでに明治23年改正の小学校令第53条第2項において「小学校ノ教員中小学校ノ教科目ヲ補助教授シ又ハ一時教授スル者ヲ准教員トシ其他ノ者ヲ正教員トス」と定義され、教授能力の程度によりこれが区別されることが明らかにされたほか、その第95条において「本令ニ依ラシテ授与シタル小学校教員免許状ハ仍其効力ヲ有スルモノトス正教員准教員ノ別ハ文部大臣之ヲ定ム」と規定され、これに基づいて翌明治24年5月8日文部省令第3号をもって「正教員准教員ノ別」が定められて、従前において授与された初等教員資格を分類整理して正教員または准教員に配属されたのである。なお本科教員・専科教員については小学校令第53条第1項において「小学校ノ教員中小学校ノ某教科目ヲ教授スル者ヲ専科教員トシ其他ノ者ヲ本科教員トス」と規定されたのである。

とにかくこの「小学校教員検定等ニ関スル規則」により府県知事が授与する免許状としては正教員の免許状と准教員の免許状の二種が設けられたのである。従前においてはこの種の免許状は地方免許状と称せられていたものであるが、これには「有期」のものと「無期」のものとがあったから、今回の改正においてはこれをその効力との関連でみると、前者が准教員の免許状に、後者が正教員の免許状に改められたということができるのである。

府県知事が授与する免許状としてはこのように正教員の免許状と准教員の免許状の2種が存在することになったが、他方文部大臣が授与するものについては「小学校教員検定等ニ関スル規則」第21条が「左ニ掲クル者ハ府県知事文部省直轄校長等ノ具申ニ基キ文部大臣之ヲ検定シテ小学校教員普通免許状ヲ授与ス」と規定して、小学校教員免許状の制度を設けている。この普通免許状制度はすでに明治19年制定の小学校教員免許規則において創設されたものであったが、今回の改正においてもこれが残置されたものである。かくして教員免許状の種類としては府県知事が授与する正教員ならびに准教員の免許状と文部大臣が授与する普通免許状の3種とされたのであるが、正教員ならびに准教員の免許状が従前における無期有效の地方免許状ならびに有期の地方免許状に取って代ったということができるるのであるから、その意味においてはさして重要な改正ということはできない。

さて第2にこれらの免許状の効力について考察する。まず正教員の免許状についてはその第14条第1項が「正教員ノ免許状ハ其府県限リ終身有効トス」と規定し、その有効区域は「府県限リ」、またその有効期限は「終身有効」とされた。准教員の免許状についてはその

第14条第2項が「准教員ノ免許状ハ其府県限リ有効トス其有効期限ハ七箇年以内ニ於テ府県知事之ヲ定ムヘシ」と規定し、その有効区域は正教員の免許状と同じく「府県限リ」、またその有効期限は「七箇年以内」において府県知事がこれを定めるものとされたのである。小学校教員普通免許状についてはその第21条第2項が「小学校教員普通免許状ハ全国ニ通シテ終身有効ノモノトス」と規定し、その有効区域は全国通用、「またその有効期限は「終身有効」と定められたのである。

このようにみると、普通免許状制度は従前の規定をそのまま踏襲したものであり、正教員の免許状の制度は従前における「無期」有効の地方免許状制度を、また准教員の免許状の制度は有効期限5年の地方免許状制度を引き継いだものということができる。ただ注目しなければならないことは前にも触れたように正教員にも准教員にも数種に細分化された免許状が存在することになったこと、准教員の免許状の有効期限が7ヶ年以内と定められ、従前における有期の地方免許状における有効期限を2ヶ年延長したことのほか、免許状の種類を決定する方式として、正教員、准教員という職員名称が用いられることになった点である。

なお「小学校教員検定等ニ関スル規則」施行以前に授与された小学校教員免許状またはこれと同一の効を有する小学師範学科卒業証書についての有効期限延長の措置も講ぜられていて⁽⁴⁾いる。また今次の中改訂において注目されることは有効区域に関して「他ノ府県ニ於テ小学校教員免許状ヲ受得シタル者」は甲種（認定）の検定、つまり間接検定により該府県において有効な免許状を取得できるという措置が採られたことである。このことは免許状の有効区域を実質的には他府県にまで拡大した意味において重要である。

III 初等教員資格の取得要件

第3にこれらの免許状の取得要件について考察する。まず准教員の免許状の取得要件についてみる。「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第5条において「准教員ノ検定ヲ請フ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス」と規定し、その取得要件として「一 年齢男子ハ十七年以上女子ハ十五年以上、二 身体健全、三 品行方正」を挙げ、年齢、身体、品行の3要件を設定している。年齢要件において男子と女子に差を設ける考え方は、明治22年10月25日に改正された小学校教員免許規則第1条に初まるのであるが、これは要するに尋常師範学校における男生徒と女生徒の教育内容の相異が、その修業年限、ひいては卒業年齢のちがいとなって現われ、これが教員資格の年齢要件における男女の差となってあらわされたのである。しかるにこの規則における年齢要件は尋常師範学校の入学年齢に一致させたばかりでなく、最低の有資格教員の年齢要件を男女ともに従前より3年低くしたのである。というのは従前においては有資格教員の最低年齢要件は前記の明治22年改正の小学校教員免許規則第1条により、男子20才、女子17才と定められていたからである。しかるにこれを男子17才、女子15才と定められたのであるから、一般的に云って最初に取得する免許状、いわゆるイニシャル・

サーティフィケート (initial certificate) において、その年齢を低くしたとともに、尋常師範学校の入学年齢をもって准教員の免許状の取得要件としたことは明らかに従前の資格水準を低下させたといわなければならない。しかしこれによって最低線の有資格教員を早急に供給することに役立ったことは見おとすべきではないであろう。なお身体要件は別として、品行要件については明治19年の小学校教員免許規則においてはこれが規定されていなかったが、今次の改正において明記されることになったのである。

次に正教員の免許状の取得要件についてみる。「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第4条において「正教員ノ検定ヲ請フ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス」と規定し、その取得要件として「一 准教員ノ免許状ヲ有シ一箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リシコト（但書略）、二 年齢男子ハ二十年以上女子ハ十八年以上、三 身体健全、四 品行方正」を挙げ、年齢、身体、品行の3要件のほかに、准教員の免許状を有し1か年以上公立小学校教員の職に就いていた者という1項が加えられたのである。このことはその取得方式の如何にかかわらず、つまり尋常師範学校を卒業した者といえども直ちに正教員の免許状を取得することができないことを示すものであって、いわゆる養成即免許という旧来の教員資格観を全面的に排除した意味において教員資格制度史上重要な改正であったといわなければならない。しかし従前においては府知事県令が授与しその府県限り「無期」有効とされる地方免許状は、尋常師範学校を卒業するか小学校教員学力検定試験に合格するかして、府知事県令が授与しその府県限り5か年有効の地方免許状を取得して後、5ヶ年以上勤務のもののうちその経験により適任のものに限ってこれを取得するとされっていたことに比すれば、今次の改正は終身有効の免許状の取得要件としてはこれを4か年短縮したことができる。

ただ今次の改正においては「1箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リシコト」と規定されて、私立小学校における教職経験はこれを正教員の免許状の取得要件から排除されていることが注目される。このことは当時において小学校の設置主体をできるだけ公立に限定しようとする考え方方が存在していることに関連をもつものであるということができる。このような考え方方が「私立小学校代用規則」となって制度化されたのみならず、正教員の免許状の取得要件中、教職経験要件として私立小学校における経験を認めず、公立小学校における経験のみを認めたものと考えられるのである。また正教員の免許状の取得要件としての年齢要件は男子にあっては20年以上とされ、女子にあっては18年以上とされたが、これは尋常師範学校の男生徒の卒業年齢が21才、女生徒の卒業年齢が18才であったことに符号するものである。したがってたとえば男子が17才で准教員の免許状を取得し、1ヶ年公立小学校教員の職にあったとしても、正教員たるための年齢要件を満たすことにはならないから、この場合は准教員の免許状を有して最低3ヶ年を経る必要があることになる。しかしながらこの点に関してはその後明治26年3月18日、文部省令第1号をもって、高等師範学校、女子高等師範学校の

卒業生または尋常師範学校の卒業生に限り公立小学校准教員の職にあること 1か年以内でも「検定ノ上小学校正教員ノ免許状ヲ授与スルコトヲ得」と規定され、さらに翌明治27年3月5日、文部省令第9号をもって、これらの学校の卒業生、文部省直轄学校において某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けた卒業生、尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許状を有するものは、准教員の免許状を有して公立小学校教員の職にあることを要せず「正教員ノ検定ヲ請フコトヲ得」る措置が講ぜられたのである。かくして教員養成機関の卒業者ならびに中等教員の資格を有するものは、公立小学校に1か年在職することなしに正教員の検定を請うができるように改められたのである。しかもこれらのものが受ける検定は甲種、つまり間接検定であったから、試験を経ることなく、小学校の正教員となることができるものであった。これらの措置によって教職経験要件を必要としなくなったことと考え合せれば、明治24年「小学校教員検定等ニ関スル規則」において規定されたこれらに関する事項が、その後数年の間に全く簡易化されてしまったといわなければならない。それのみならず特に中学校、高等女学校の教員免許状の所持者が直ちに小学校の正教員となることができるにしたことは、明らかに学者即教師の教員資格観のあらわれであるといわなければならない。

なお公立小学校における教職経験に限定されていたこの種の要件にも改正が施され、一定条件を満たす私立小学校における教職経験も正教員資格の取得要件として認められる措置が講ぜられた。明治26年3月23日に発せられた文部省令第2号において、市町村立小学校に代用する私立小学校または設立以来3か年を経過した一部の私立小学校において1か年以上准教員の職にあったものは、公立小学校に1か年以上在職したものと同じく正教員の検定を請うことが許されることになったのである。⁽⁷⁾しかしながらこの種の小学校は明治24年3月10日、文部省令第1号をもって定められた「私立小学校代用規則」に基づくものであったから、結局のところ公立小学校に準ずるものということができるのであって、この意味においてこの種の私立小学校が教職経験要件において公立小学校に準じて取扱われる措置が採られたことは当然であるといわなければならない。

次に普通免許状の取得要件について考察する。「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第21条において「左ニ掲クル者ハ府県知事文部省直轄学校長等ノ具申ニ基キ文部大臣之ヲ検定シテ小学校教員普通免許状ヲ授与ス」と規定し、「一 小学校正教員免許状又ハ從前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状若クハ小学校師範学科卒業証書ヲ受得シ五箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リテ品行方正ニシテ學術及授業超衆ノ者、二 高等師範学校又ハ女子高等師範学校卒業生ニシテ一箇年以上小学校教員ノ職ニ在リシ者、三 文部省直轄諸学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生ニシテ一箇年以上小学校教員ノ職ニ在リシ者」の3者がこれに該当するものとされた。これを從前の相当規定に比較すれば、第1号は地方免許状所持者に、また第2号は高等師範学校卒業生に該当するので、第3号が新たに追

加されたとみることができる。第1号該当者については従前においては普通免許状を取得するに要する教職経験年数は5年とされていたので、この度の改正における教職経験年数に同じであるが、ただこれが「公立小学校教員ノ職ニ在リテ品行方正」なるものに限定されている点が異なる。第2号該当者については明治23年高等師範学校女子部が独立して女子高等師範学校がこれに加えられたことは別として、従前において要求されなかった教職経験要件が新たに設定されたことは注目される。

文部大臣が授与し全国を通じて終身有効の普通免許状を取得するにあたって、尋常師範学校の卒業者には5か年の教職経験を要求しているのに対し、高等師範学校および女子高等師範学校の卒業者には1か年の教職経験しか要求していないことは何故であろうか。それには次の理由が考えられる。まず後者については教職経験重視の考え方があち出されたためであり、前者については卒業後の服務義務との関連を考慮したためであると思われる。初等教員資格の取得要件として教職経験を重視する考え方はひとり後者にのみ係るものではないが、これは間接検定方式の制度化にきわめて密接な関係を有するので、次項の初等教員資格の取得方式についての考察において詳しくみることにする。とにかくこの考え方方が高等師範学校等の卒業者にも1か年の教職経験を要することにしたのである。前者については、これを5年としたことは男子にあっては尋常師範学校卒業者が5年間府知事県令が指定する学校に奉職する義務を有するとするいわゆる指定就職義務年限に、また女子にあっては卒業後5年間教職に従事するとするいわゆる服務義務年限に一致するものである。しかしてこのことが普通免許状の取得要件設定において考慮に入れられたものと考えられるのである。なお明治19年の小学校教員免許規則における普通免許状の取得要件において、尋常師範学校の卒業者が地方免許状を有して5か年の教職経験を経てはじめて普通免許状を取得することができるのであるが、高等師範学校および女子高等師範学校の目的および入学資格に関する規定をみるとことによってより明確にその理由が把握されよう。明治23年10月15日、勅令第233号をもって「文部省直轄諸学校官制」が改正されたとき、そのうちにおいて「高等師範学校官制」と「女子高等師範学校官制」が定められている。しかし高等師範学校官制はその第1条において「高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ師範学校中学校及小学校ノ教員ヲ養成スル所トス」と規定し、女子高等師範学校官制はその第1条において「女子高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ女子師範学校高等女学校及小学校ノ女教員並幼稚園保姆ヲ養成スル所トス」と規定したのである。このようにこれらの学校はとともに初等教員をも養成するものであったのである。またこれらの学校はその入学資格が原則として尋常師範学校卒業とされていたのである。⁽⁸⁾ このようなことも前記第2号該当者としての高等師範学校および女子高等師範学校の卒業者に対して1か年の教職経験のみを要求したものと思料されるのである。むしろこれらの学校の卒業者に対しても1か年以上小学校教員の職にある

ことを要求していることは小学校における教職の特殊性を認めたことを意味するものであつて、教職の専門職性の観点からみて注目される改正であったといえる。

ところで普通免許状の取得要件において、第3号該当者が新たに追加されたのであるが、これらの文部省直轄学校については明治23年10月15日に改正された文部省直轄諸学校官制のうちににおいて、第3号該当者に属する学校の官制が定められているから、次にこれらの学校について考察しておくこととする。これによって文部省直轄諸学校中、某科目に関して特に教員の職に適する教育を受けるものとは何かが判明するのである。この種の学校としては、高等商業学校、東京工業学校、東京美術学校、および東京音楽学校の4校が挙げられる。まず高等商業学校官制はその第1条において「高等商業学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ商務ヲ処理經營スヘキ者又ハ商業科ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」と規定し、これが商業科の教員養成をも行なうことを明らかにしている。東京工業学校官制はその第1条において「東京工業学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ職工長又ハ工業科ノ教員ヲ養成スル所トス」と規定し、これが工業科の教員養成をも行なうことを明らかにしている。東京美術学校官制はその第1条において「東京美術学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ絵画彫刻建築及美術工芸ノ技術者又ハ普通ノ図画教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」と規定し、これが普通の図画の教員養成をも行なうことを明らかにしている。東京音楽学校官制はその第1条において「東京音楽学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ音楽師又ハ音楽教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」と規定し、これが音楽の教員養成をも行なうことを明らかにしている。このように文部省直轄諸学校中、高等中学と第2号該当者とされる高等師範学校および女子高等師範学校を除いた高等商業学校、東京工業学校、東京美術学校および東京音楽学校がそれぞれ商業、工業、図画および音楽の教員を養成する機能をもっていたのである。これらの学校はおむね明治22年中に該教員の養成を開始しているということができるが、これが今次の資格制度の改正において普通免許状の取得要件における第3号該当者として新たに追加されたものであった。しかしてこれらの学校において教員に適する教育を受けて卒業したものは原則として中等教員となることが企図されていたので、初等教員となる場合には1か年以上小学校において教員の職にあることが要求されているのである。

かくして普通免許状の取得において問題となることは、なんといっても初等教員の直接養成機関たる尋常師範学校の卒業者がこの種の免許状の取得において、文部省直轄諸学校の卒業者よりもはるかに困難とされたことである。このことは当時においていわゆる学者即教師の伝統的教員資格観が有力に作用していたことを示すものとして重視されなければならない。

IV 初等教員資格の取得方式

第4に小学校教員免許状の取得方式について考察する。すでに述べたごとく明治23年の初等教員資格制度の改革においてはその取得方式としてすべてこれを教員検定となしたのであ

るが、この検定は「小学校教員検定等ニ関スル規則」第6条において「之ヲ別チテ左ノ二種トス」と規定し、これが甲種（認定）および乙種（試験）の2種に分けられたのである。しかしして甲種の検定、つまり間接検定を受けるものはその第7条の規定により明治23年改正の小学校令第12条に基づいて明治24年11月17日に定められた「小学校教則大綱」における学科目およびその程度を参照にして、その学力および経歴を調査されるものとされたが、この種の検定は次に掲げる7者に許されたのである。

- 一 高等師範学校女子高等師範学校又ハ尋常師範学校卒業生
- 二 他ノ府県ニ於テ小学校教員免許状ヲ受得シタル者
- 三 文部省直轄諸学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生
- 四 � � � � 寻常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許状ヲ有スル者
- 五 従前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状又ハ小学師範学科卒業証書ヲ受得シタル者
- 六 准教員ノ免許状ヲ有スル者ニシテ其有効期限満チタル者
- 七 其他学力品行等ニ関シ府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

これら第1号ないし第7号に掲げる者の中には、「其学力及経歴等固ヨリ異同アルヲ以テ本科正教員本科准教員又ハ専科正教員専科准教員等各種ノ免許状ヲ授与スルノ結果アルコト勿論ナリ」とされた。したがって高等師範学校、女子高等師範学校および尋常師範学校の卒業生は本科正教員または本科准教員の免許状に、文部省直轄学校たる高等商業学校、東京工業学校、東京美術学校、東京音楽学校において特に教員に適する教育を受けた卒業生は専科正教員または専科准教員の免許状に、それぞれ結びつくことが容易に理解されるであろう。

いざれにしても今次における取得方式の改革にあっては初等教員の養成機関である尋常師範学校をはじめ、高等師範学校、女子高等師範学校において養成を受けた卒業生が教員検定を経なければならないものとされたことがもっとも注目されるが、同時にこれら師範学校の卒業生は間接検定、つまり甲種（認定）の検定を受けるものとされたこともまた注目される。初等教員資格制度において間接検定方式が全面的に採用されたのはこの時がはじめてであるが、これに関連して次の2点が明らかにされる必要がある。その1つは間接検定制度採用の理由についてであり、他の1つは直接養成方式によるものといえどもこの種の検定に合格することを要することにした理由についてである。

まず間接検定方式採用の理由は何であろうか。その理由は結局において正教員を増加するための現実的方策に求められるのである。⁽¹⁰⁾ 文部省はまずこれまで実施してきた直接検定制度を反省して、次のように述べている。

明治十九年ニ至リテ小学校教員免許規則ヲ定メ凡小学校教員タル者ハ其師範学校卒業生タルト否トヲ問ハス又訓導タルト授業生タルトヲ論セス一般ニ免許状ヲ有セサルヘカラサルモノトナシタルヲ以テ其資格ノ制始メテ統一ノモノトナレリ然リト雖モ其検定試験ノ方法実際ニ適合セサルモノ多キカ為メ適良

ナル正教員ヲ増加スルノ方法ヲ求ムルコト極メテ難カリキ今ヤ小学校令ノ改正ニ依リ本則ヲ発布シテ之ヲ旧制ニ代フルニ至リタリ⁽¹¹⁾

このようにこれまでにおける直接検定方式による正教員の供給が「実際ニ適合」していないことを明らかにし、これを打開するためには、「徒ニ学力ノミニ拘ハラス実際経験アリテ其効績著キモノノ如キハ学力ヲ試験セス便宜検定シテ免許状ヲ与フルヲ得ルノ途ヲ開」⁽¹²⁾く方法を採り入れようというものであった。要するに初等教員資格の取得要件において教職経験を重視する考え方を打ち出し、教職経験の豊富な者には「学力ヲ試験セス」つまり間接検定によって初等教員の免許状を授与する制度を全面的に採用することにしたのである。前記第7条第5号および第6号はその好例であるといえる。この教職経験重視の考え方については、明治24年11月17日「小学校教員検定等ニ関スル規則」に即応させて改正された「正教員准教員ノ別」の改正理由として文部省が説明を発しているうちにおいて一層これが明瞭にされている。

本年五月文部省令第三号ヲ以テ定メタル正教員准教員ノ別ハ専ラ学修若クハ試験ノ学科ニ依リ将来ノ希望ヲ標準トシテ制定シ現在ノ成規ト実地ノ経験等ヲ斟酌スルノ精神ニ乏シキカ故ニ往々実際ノ情況ニ反シ老成ニシテ熟練ナル者教員ノ位置ヲ去リ少年未熟ノ輩之ニ代ルカ女キ或ハ永年勉勤勸続セル良教員ニシテ恩給ヲ受クルノ権ヲ失フカ如キ教育上不利ヲ免レサルノ結果ヲ來スコトナキニアラス抑モ教育ノ良否ハ至シテ教員ノ良否ニ依ルヲ以テ小学校教員ノ資格ノ如キハ成ルヘク完全ナルヲ要スルハ勿論ナリト雖モ今ヤ適実善良ノ教員甚タ乏シク教員ノ位置ヲ充タスニ過半授業生ヲ以テスルカ如キ実状ナルニ尚且邊カニ教員ノ資格ヲ完全ニセントスルモ却テ表面上ノ改良ヲ計ルニ過キサルヘシ況ヤ小学校教員ノ如キハ必シモ单ニ其学力ノミニ依頼スヘキモノニアラス寧ロ実地ノ経験ヲ重ンセサルニ於テヲヤ⁽¹³⁾

このように正教員不足の緩和策と関連して「单ニ其学力ノミニ依頼ス」ることなく「実地ノ経験ヲ重ソ」することが初等教員には特に必要である旨が強調されているのである。当時の文部大臣大木喬任も、明治24年11月17日、府県に対する訓令において「小学校教員ノ現数六万有余ニシテ正当ノ資格アル者未タ其半ニ達セス而シテ資格ヲ与フルノ方法主トシテ学術試験ニ依ルヲ以テ経験ニ富メル老成者少クシテ少年ノ輩多シ教育ノ良果ヲ得ルニ於テ憂慮スヘキモノアリ須ク検定ノ法ヲ改メ任用ノ法ヲ正シ老成ニシテ経験アリ著実ニシテ善良ナル正教員ヲ増加スルノ方法ヲ講セサルヘカラス」と述べ、従前における教員検定制度の欠陥を指摘するとともに、教員資格における教職経験重視の考え方を打ち出しているのである。しかしてこのような考え方方が明治24年の初等教員資格制度の改革に反映されたのである。かくして「学術試験ニ依ルヲ以テ経験ニ富メル老成者少クシテ少年ノ輩多シ」というような教員資格の取得方式を是正する意味において、間接検定制度が採用されたことが理解されるのである。⁽¹⁵⁾要するに間接検定方式の採用は当時における正教員の不足に直接の原因をもっていたの

(16) であって、これを是正するための方策として教職経験重視の考え方が導入され、これが間接検定方式として制度化されたとみることができるるのである。

それでは師範学校、特に尋常師範学校の卒業者が検定を経なければならないとされた理由は何であろうか。その理由は結局において上述の間接検定方式採用における教職経験重視の考え方を求められるのである。つまり初等教員資格の取得における教職経験重視の考え方が師範学校における教員養成をもってその資格として充分であるとする教員資格観の変更を要求したということができる。したがって師範学校を卒業した後に一定の見習期間を設け、かかる後に正教員の免許状を授与するという考え方が制度化されたのである。文部省はこれが制度化について次のように説明している。

抑モ正教員ハ全ク独立シテ児童ノ教育ニ任セサルヘカラサルノ責アリ然ルニ夫ノ父兄ノ信用ヲ得テ其児童ヲ教授訓育スル事ノ如キハ只學問授業等ノ方式ノミニ通シタルモノノ能クスヘキ所ニアラス必スヤ實地相応ノ経験熟練ヲ要スヘキナリ故ニ師範学校ノ卒業生等ト雖モ一般ニ初メヨリ直ニ正教員ノ(17) 検定ヲ請フヘキ資格ヲ具ヘサルコト明カナリ

要するに小学校における教員は「只學問授業ノ方式ノミニ通シタルモノ」であるべきではないから、師範学校の卒業者に対しても「實地相応ノ経験熟練」が必要であるといふのである。このように師範学校の卒業者に対して検定を経ることを要求したことの前提として教員試補制度の考え方が内在しているのであって、當時西欧、特にドイツに発達していたこの制度の影響があったことは想像に難くないところである。ただここで注意しなければならないことは、いわゆる授業生や雇教員その他長く教職にある資格の低い年長者が容易に正教員となることができず、師範学校の卒業者といふいわば年少者がその卒業と同時に正教員となることができるといふのでは、先にも言及したように「往々實際ノ情況ニ反シ老成ニシテ熟練ナル者教員ノ位置ヲ去リ少年未熟ノ輩之ニ代ルカ如キ」事態にたち至ることが容易に考えられるので、前者を保護する措置に出たものと考えられることである。この意味においては明確に教員試補・見習の考え方に基づいたものということはできないであろう。いずれにしてもこのようにして教員養成制度は今次の改正において間接検定方式の適用を受ける一方式として分類されることになったが、教員養成制度が教員資格制度上占める役割の重要さに変りはなかったのである。

以上考察してきたことは府県における間接検定方式の制度化による正教員、准教員の免許状の取得方式に係るものであるが、文部省における検定による小学校教員普通免許状の取得方式としては、この間接検定方式のみが制度化されたのである。したがって高等師範学校または女子高等師範学校の卒業者および文部省直轄諸学校において某科目に関し特に教員の職に適する教員を受けた卒業生は、府県における間接検定よりも文部省における間接検定を受

ける方が容易であるとさえいいうことができる。なぜならばその取得要件の考察において明らかにされたようにこれらのが府県における正教員の免許状の検定を受けるには1か年以上公立小学校教員の職にあることが要求されるのに、文部省における普通免許状の検定を受けるには1か年以上小学校教員の職にあることが要求されるからである。これに対し尋常師範学校の卒業者は1か年以上公立小学校教員の職にあってはじめて府県における正教員の免許状の検定を受けることができるにすぎないばかりでなく、これら尋常師範学校の卒業者が文部省における普通免許状の検定を受けるには5か年以上公立小学校教員の職にあって品行方正にして学術および授業が超衆でなければならないものとされたのであるから、普通免許状の取得において両者の間に大きな差異が生ずるのである。このように文部省における間接検定においては高等師範学校等の卒業者が尋常師範学校の卒業者よりも有利であるといわなければならぬ。

なお甲種（認定）の検定、つまり間接検定を受けることができるもののうち、注目されるものが2つあるので次にこれについて考察しておく。その1つは他府県において取得した免許状を所持する者が間接検定によって該府県においても有効とされる免許状を取得する途が開かれたことであり、他の1つは中等教員の免許状を所持するものが間接検定により小学校教員の資格を取得することができるとしたことである。

まず前者についてみる。従前においては甲県で取得した免許状は普通免許状を除いてすべて該府県内においてのみ有効とされるいわゆる免許状の有効区域限定主義が採用されていたのである。この原則は尋常師範学校の設置主体が府県であり、その卒業生が卒業後の服務義務として当該府県にのみ就職するものとされていたことに軌を一にする教員養成施策の教員資格制度への反映であったといえるが、教員の府県間の異動が全く考えられないわけではなかったから、この点が是正されて今次の措置となったものである。もともと甲県において取得した免許状が乙県において有効とされないということは資格の普遍性を否定するものであるが、従前においては尋常師範学校の教育内容において府県毎に差が生ずることが予想された⁽²⁰⁾し、まして教員検定においてはそうであったから、いわゆる有効区域限定主義の原則がその教員養成策と相まって強固に打ち立てられていたのである。しかるに今次の改正において教員免許状の取得方式として間接検定方式が全面的に制度化されたことと関連して、他の府県において小学校教員免許状を受得した者は間接検定によって当該府県に有効とされる免許状を取得することが可能とされたのである。それ故この時期においてはいまだ甲県において取得した免許状が直ちにあらゆる府県において有効とされるものでなかったのであるが、しかしこれが有効区域限定主義からそれの廃止への契機を形づくったことは否定することができない。このことに伴って、明治25年7月11日、文部省令第8号による「尋常師範学校ノ学科及其程度」の改正についての文部省の説明においては、「尋常師範学校教育ノ要旨学科目ノ程度等ニ關シテハ全国区々ナルヘカラス殊ニ小学校教員ノ位地ヲ鞏固ニシテ正教員ノ免許状ヲ

終身有効ノモノトシ甲地方ノ免許状ヲ有スル者ニハ乙地方ニ於テ甲種の検定（認定）ニ依リ免許状ヲ授与シ得ヘキコト、ナシタル今日ニ在リテハ学科目ノ程度ノ如キハ殊ニ各地方同一ナランコトヲ要斯是レ学科目ノ程度ヲ各学年ニ配当シテ之ヲ一定シタル所以ナリ」と述べ、⁽²²⁾ 甲県において有効な免許状を乙県においても有効となす措置が講ぜられたことに符号して、各府県における尋常師範学校の学科目の程度を同一にすべきことを強調しているのである。

次に後者について考察する。中等教員の免許状を有するものが間接検定によって初等教員の免許状を取得することができるという措置は、今次の改正に初まる制度であるが、これは明らかにいわゆる学者即教師の教員資格觀ないし教員資格の学歴偏重主義の考え方をもっとも如実に示すとともに、これまで考察してきた教員資格における教職経験重視の考え方と対照的であるといわなければならない。このことは一方において教職経験重視の考え方をもつていわゆる無資格教員ないし長く教職にあるにもかかわらず正教員の資格を有しない老練な教師を保護し、他方において学歴重視の考え方をもって中等段階以上の学校を卒業したものに初等教員の資格を与えるという一見相矛盾する措置が採られたことを示すものである。しかもこの措置は有資格教員の充足という実際的要求に応えるためのものであった意味において、決して矛盾するものではなかったのである。

⁽²³⁾ 中等教員の資格制度についてはここでは割愛するが、中等教員の資格を有するものを間接検定によって有資格の初等教員とする考え方が教員資格制度上最も問題とされることは、なんといってもその取得要件において初等教員としての教職教養要件、なかでも教育実習の軽視ないし無視ということであろう。正教員の充足というあまりにも現実的な要請がいかに強く働いたにしても、教職の専門職性の一要素を全く否定するこの考え方は終戦前における教員資格制度のうちにおいてもっとも批判される問題であったといわなければならない。この意味において正教員の検定を受けるにあたって1か年以上公立小学校教員の職にあることを義務づけたことは重要である。いづれにしてもこれまで考察してきたごとく、今次の改正においては従前における教員検定即直接検定の考え方方が改められて、間接検定の方式が新設されたことは注目されなければならない。

次に今次の改正において残置されることになった直接検定方式について検討する。従前ににおいては直接検定は尋常師範学科およびその程度によってこれを施行すると規定されていたにすぎず、その実施に必要な詳細は府事知県令において定めるものとされていたのであるが、⁽²⁴⁾ 今次の改正においては「小学校教員検定等ニ関スル規則」第9条から第13条までにおいて、その試験科目およびその程度が詳細に規定されることになったのである。この意味において直接検定方式に対する国家的基準の強化がなされたということができる。

まずその第8条は「乙種ノ検定ハ学力ノ試験ヲ行フモノトス但尋常小学校専科教員ニ関スル検定ハ之ヲ行ハス」と規定し、直接検定は「学力ノ試験」によって行なわれることを明らかにしたが、その受験資格については前述の間接検定の場合と異なり、これが規定されてい

ない。その代りにその試験科目およびその程度が尋常小学校・高等小学校の教員別、正教員・准教員の別、男教員・女教員の別、本科・専科の教員別、を考慮して規定されたのである。それ故に直接検定の受験資格としては准教員、正教員の検定を請う場合におけるいわゆる基礎資格要件たる年齢、身体および品行の各要件を満足するものなら誰れどもこれを受験することができることになる。いずれにしても今次の直接検定方式の改革においてはその試験科目およびその程度が国家的に規定されたことがもっとも注目される点である。もっともこの措置は各尋常師範学校における教育課程の統一化ならびに教員免許状の有効区域の拡大に符号するものであったことを見落すべきではない。⁽²⁵⁾

V 養成内容・検定内容

第5に尋常師範学校における養成内容および直接検定における検定内容について検討する。尋常師範学校の男生徒にあっては明治19年5月26日に定められた「尋常師範学校ノ学科及其程度」において、また女生徒にあっては明治22年10月25日文部省令第8号をもって改正された「尋常師範学校ノ学科及其程度」によって独立に規定されることになった「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科及其程度」において、これが規定されているのである。まず男生徒に課せられる学科目は倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理歴史、博物、物理化学、農業手工、習字図画、音楽、体操とされ、女生徒に課せられる学科目は倫理、教育、国語、数学、地理、歴史、理科、家事、習字、図画、音楽、体操とされている。⁽²⁶⁾このような男女による教育内容の差異はその修業年限において前者が4年、後者が3年、またその入学資格において前者が17才、後者が15才となっていることなどに大きく関係するところである。⁽²⁷⁾

次に直接検定による検定内容についてみる。まず尋常小学校本科教員の検定については、「小学校教員検定等ニ関スル規則」第9条において規定されているが、正教員の試験科目は倫理、教育、国語、算術、地理、歴史、習字、図画、音楽、体操、裁縫とされたが、そのうち図画、音楽、体操の1科目もしくは数科目は当分これを欠くことができるものとされたほか、裁縫は女子に限るものとされた。これを尋常師範学校の男生徒に課せられる学科目と比較すれば英語、簿記、博物、生物化学、農業手工等が、女生徒に課せられる学科目と比較すれば理科が欠けている。また数学は算術と、家事が裁縫とされている。このようにその試験科目は大体において尋常師範学校の学科目を参考にして設定されているのであるが、両者の間にかなりのひらきが存在することは否定することができない。これらの試験科目の程度を尋常師範学校の程度に比較すれば、さらにこのひらきが拡大するのである。これを明らかにするために次に尋常師範学校の学科目およびその程度と直接検定における試験科目およびその程度を表示しておくことにする。なお尋常小学校本科准教員の試験科目は尋常小学校本科正教員の試験科目と同じとされたが、その程度については府県知事がこれを定めるものとさ

(28)
れたのである。

次に高等小学校教員の検定については男子にあっては第10条、女子にあっては第11条において規定されている。まずその正教員の男子の試験科目は倫理、教育、国語、漢文、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理、化学、習字、図画、音楽および体操と規定され、ただし図画、音楽、体操の1科目もしくは数科目は当分これを欠くことができるものとされた。これを尋常師範学校の男生徒に課せられる学科目と比較すれば、英語を除いてほとんど同じであるということができるが、その程度については尋常師範学校の程度に準ずるものとされたのである。なお高等小学校准教員の男子の試験科目は高等小学校正教員の男子の試験科目に同じとされたが、その程度については府県知事がこれを定めるものとされたのである。⁽²⁹⁾高等小学校正教員の女子の試験科目は倫理、教育、国語、数学、地理、歴史、理科、家事、習字、図画、音楽および体操と規定され、ただし図画、音楽、体操の1科目もしくは数科目は当分これを欠くことができるものとされた。これを尋常師範学校の女生徒に課せられる学科目と比較すれば全く同じであるということができるが、その程度については尋常師範学校の程度に準ずるものとされたのである。なお高等小学校准教員の女子の試験科目は高等小学校正教員の女子の試験科目に同じとされたが、その程度については府県知事がこれを定めるものとされたのである。⁽³⁰⁾

次に専科教員については、第8条但書において尋常小学校専科教員に関する検定はこれを行なわないと規定されていたから、第12条において高等小学校専科教員についてのみ規定されたのである。その専科正教員の試験科目は図画、音楽、体操、家事、手工、農業、商業、外国語の1科目もしくは数科目と規定され、そのいずれの科目についても授業法を附帯して試験を行なうものとされたのである。なおその程度については尋常師範学校における程度と同等以上とするものとされたのである。また高等小学校専科准教員の試験科目は高等小学校専科正教員の試験科目に同じとされ、授業法を附帯して試験を行なうのであるが、その程度については府県知事がこれを定めるものとされたのである。⁽³¹⁾なお専科教員にあってはこのように技能科目等の1科目もしくは数科目のみを試験するのであるから、その正教員については読書、習字および算術に関し、普通の学力を有することが要求されたのである。またその第19条において「本科教員免許状ヲ有シテ図画、音楽、体操、家事、手工、農業、商業、外国語ノ1科目若クハ数科目ヲ教授シ得ル者ハ専科教員タルヲ得ルモノトス」ことが規定されている。

このように直接検定の試験科目およびその程度は尋常師範学校の学科目およびその程度に準じて定められたのであるが、これまでの考察において注目される点をとりあげるならば、次の4点になると考えられる。第1は本科教員中、准教員の試験科目の程度を府県知事が定めることとしたことである。本科正教員のこれに関する事項はこれを詳細に規定しているのであるが、准教員のこれに関する事項を府県知事が定めることとしたことは、特に教員需給

との関連において地方の実状に適合させるための措置であったと考えられる。前にも論考したごとく、当時にあっては正教員の不足が著しくこれをもって所要教員の全部をまかなうことは到底不可能であったから、准教員の直接検定についてはできるだけ地方の実状を考慮する趣旨にてたものであろう。第2は本科教員の試験科目中、図画、音楽、体操の1科目もしくは数科目は当分これを欠くことができるとしたことである。このことについて文部省は、⁽³²⁾「主トシテ特別ノ事情アル地方ノ便宜ヲ計リタルモノナリ」と説明しているが、これは地方の実状に適合させるための措置であったことが明らかであるとともに、これらの科目は専科教員の試験科目に含まれていたこととも関連していることも見落すべきでない。第3は本科教員にあって教職教養の試験科目およびその程度が明記されたことである。従前においては直接検定は単に尋常師範学校の学科およびその程度によるとだけ規定されていたのであるが、今次の改正においては試験科目として「教育」が設定されたばかりでなく、その程度については「教授ノ原理学校管理ノ方法及実地授業」と明記されたのである。特に「実地授業」が直接検定において不可欠の要素としたことは注目される。なお専科教員にあっては「授業法」が試験されることとされたのである。第4は専科教員の試験科目が明記されるとともに1科のみでもよいとされたことである。従前においても1科もしくは数科のみの直接検定制度が存在していたが、その規定はきわめてあいまいのものであった。しかして小学校令の改正において本科教員、専科教員の別が明確にされるとともに、それに基づく教員資格制度の改革においては前にも論考したごとく、専科教員の試験科目は図画、音楽、体操、家事、手工、農業、商業、外国語の1科目もしくは数科目と明記されたのである。このことは小学校における教職の発達が一般教科と技能教科等の分離を必要ならしめたことを示すものであると同時に小学校の教育課程が近代化し、これが知育にとどまることなく、実際生活に必要な知識技能を授けるように変化してきた証拠を示すものであろう。特に高等小学校制度の発達はこの方面における必要性を深めたとみることができる。ただ専科教員にあっては前記の学科中1科目もしくは数科目のみを試験するのであるから、教員としての一般教養に欠ける危険があった。そこでこれに対処するために専科教員の試験においては読書、習字および算術に関して普通の学力を有することが前提とされたのである。

いずれにしてもこのようにして直接検定制度が実施されることになったのであるが、特定の者については試験科目の一部を免除する措置も講ぜられたのである。すなわち「小学校教員検定等ニ関スル規則」はその第13条においてこれが特例を認めている。この規定によれば(1)他の府県において小学校教員免許状を受得した者、(2)文部省直轄諸学校において某科目に関し特に教員の職に適する教育を受けた卒業生、(3)尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許状を有する者、(4)従前の成規により授与した小学校教員免許状または小学師範学科卒業証書を有する者、(5)准教員の免許状を有する者にしてその有効期限が満ちた者、(6)中学校卒業生、(7)文部大臣において尋常中学校の学科程度と同等以上と認められた学

校の卒業生、であって直接検定、つまり乙種の検定を請う者はその学力を上述の科目および程度に対照し、同等以上と認めるときはその1科目もしくは数科目の試験を欠くことができるというのである。⁽³³⁾ しかしながらこれらのうち(1)から(5)までのものは、前述の間接検定、つまり甲種の検定を請うことができたのであるから、中学校の卒業生および文部大臣において尋常中学校の学科程度と同等以上と認められた学校の卒業生がこの特例措置を受けることができるようになったということができる。特に注目されることは中学校、なかんずく尋常中学校の卒業者が受験すべき試験科目中の1科目もしくは数科目の試験を欠くことができるものとされた点である。なぜならばこれによって小学校の教職に従事するものの数が増加したために、明治40年に至って、中学校卒業者を入学資格とする師範学校第2部の制度が創設される機運を熟させたといえるからである。

これまでの考察によって明らかになったように、直接検定制度は従前に比し一層整備されるとともに、その検定内容が詳細に規定されることになったのである。しかしてこの検定内容においては尋常師範学校の学科およびその程度を参照にしながらも、かなり現実の教員需給事情を考慮した措置が採られたのである。明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」による初等教員資格制度の改革においては、現実即応的態度が大巾に採用されたということができるであろう。

VI 資格制度史上の意義

最後に今次の改正が教員資格制度史上に占める意義・特色を整理する。まず第1にあげられることは初等教員の資格をすべて教員検定の合格者に与えるとしたことである。したがって初等教員を直接的に養成する尋常師範学校の卒業者といえども、卒業後直ちに正教員の免許状を取得することが許されないのである。しかしてその理由は「正教員ハ全ク独立シテ児童ノ教育ニ任セサルヘカラサルノ責」があるので、「只學問授業等ノ方式ノミニ通シタルモノ」では不充分であって、「必スヤ実地相応ノ経験熟練ヲ要ス」るからであるとされたのである。このような考え方は明治33年における初等教員資格制度の改革において否定されることになるが、教員試補制度の考え方を内包している意味において、資格制度史上重要である。第2に注目されることは正教員の免許状の有効期限が終身とされたことである。その理由は「老成ニシテ熟練ナル者教員ノ位置ヲ去」る状況を克服するためであった。事実明治23年においては「其罷免者ノ數年々殆ト三千名ノ多キアリテ固ヨリ其次ヲ補フノ途ナシ」という状況であったのである。しかもこの罷免の事由としては「自己ノ便宜ニ依リ退職其他免職失職」に該当するものが圧倒的に多かったのである。このような事情にあったから民間においても「小学校教員免状ノ有効年限」、「再ビ教員免状ノ有効年限ヲ論ズ」等の主張がみられ、免許状の有効期限の撤廃を要求する声が起っていたほか、明治24年4月の全国教育連合会も小学校教員免許状を終身有効とするの建議案を可決し、同年9月25日に大日本教育会はこの件を

文部大臣に建議したのである。実際的にはこのようにして正教員の免許状の終身有効化が制度化されたのであるが、このことは明治33年の初等教員資格制度の改革において府県知事が授与する免許状の有効期限がすべて終身有効とされる契機をつくった意味において重要である。第3に府県知事が授与する免許状の有効区域を拡大したことがあげられる。これは間接検定によって甲県で取得した免許状を乙県において有効とさせるものであったが、大正2年に至って免許状の有効区域を全国にまで拡大する契機をつくった意味において重要である。

第4に間接検定方式が制度化されたことである。これは試験を行なわないで初等教員の資格を授与する方式であるが、これが制度化された理由は「小学校教員ノ如キハ必シモ単ニ其学力ノミニ依頼スヘキモノニアラス寧ロ実地ノ経験ヲ重ンセサルヘカラサル」こととされた。つまり教員資格において教職経験要件を重視する考え方方が打ち出され、これが間接検定方式として制度化されたということができる。またこのような考え方方が尋常師範学校の卒業者に直ちに正教員の免許状を授与しないこととしたのであった。ただ注意しなければならないことは、この間接検定方式の制度化は「老成ニシテ熟練ナル者教員ノ位置ヲ去リ少年未熟ノ輩之ニ代ルカ如キ」状況を是正することが主なる目的であって、いわゆる教員試補の考え方を明確に打ち出したのではないということである。事実その後の改革においてはこの考え方方が打ち消されるのである。

以上考察してきたごとく、明治24年の初等教員資格制度の改革においては初等教員資格の基本構造中、その効力、取得方式等に関してその後の基本となる考え方方が制度化されたのであるが、同時に教員の需給関係および現職教員に対する現実処理的配慮がかなり払われていることを見落すべきではない。

(注)

- (1) 牧 昌見 再改正教育令の教員資格制度史上の意義 東北大学教育学部研究年報 第XIII集 pp. 58-77. 参照
- (2) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 806.
- (3) ただし尋常小学校専科正教員および尋常小学校専科准教員の検定はこれを行なわないものとされた「小学校教員検定等ニ関スル規則」第7条但書および第8条但書参照)。なおその第19条において「本科教員免許状ヲ有シテ図画、音楽、体操、家事、手工、農業、商業、外国语ノ一科目若クハ数科目ヲ教授シ得ル者ハ専科教員タルコトヲ得ルモノトス」と規定され、本科教員をして専科教員たらしめる措置も講ぜられている。
- (4) 明治以降教育制度発達史 第3巻 pp. 814, 815, 817. 参照
- (5) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 814.
- (6) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 815.
- (7) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 815.
- (8) ただし女子高等師範学校の入学資格は尋常師範学校の2か年の課程を修了したものとされている。
- (9) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 807.

- (10) 牧 昌見 終戦における初等教員資格制度の特質 東北大学教育学部研究年報 第XII集 pp. 86~90.
- (11) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 806.
- (12) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 806.
- (13) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 810.
- (14) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 131.
- (15) 当時いかに「経験ニ富メル老成者」が少なかったかは次の表により明らかになる。

市町村立小学校正教員年齢構成

	明治25年	明治26年	明治27年
30才以下	20,638	20,668	20,496
30才以上40才未満	9,100	10,588	12,286
40才以上50才未満	2,948	3,339	3,869
50才以上60才未満	721	778	898
60才以上	111	132	177
計	33,518	35,505	37,726

文部省第22年報（明治27年）p. 62.

- (16) 正教員がいかに少なかったかは次の表により明らかになる。

	明治25年	明治26年	明治27年
正教員数	34,202	36,394	38,230
准教員数	25,594	25,162	24,805
合計	59,796	61,556	63,035

文部省第20, 21, 22年報

- (17) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 807.
- (18) 文部省 教員養成制度の調査 大正13年 p. 129参照
- (19) 在職年数をみると、5年未満がもっと多くなっている。

市町村立小学校正教員在職年数

	明治25年	明治26年	明治27年
1年未満	5,580	3,945	4,283
1年以上5年未満	12,055	14,494	14,678
5年以上11年未満	12,418	12,767	13,038
11年以上15年未満	3,465	4,299	5,727
計	33,518	35,505	37,726

文部省22年報（明治27年）p. 61.

- (20) このことについては、明治25年「尋常師範学校ノ学科及其程度」が改正されたとき、文部省はこれが改正要旨を説明しているうちにおいて、正教員の免許状を終身有効のものとし、また甲地方の免許状を有する者には乙地方において甲種検定（認定）により免許状を授与しうることになったこととの関連において、尋常師範学校の学科目の程度等に関して「全国区々ナルヘカラ」ざること、「各地方同一ナラシコトヲ要ス」ことが特に強調されていることによって理解される。（明治以降教育制度発達史 第3巻 622. 参照）
- (21) 教員検定は大巾に府県に委ねられていたから、府県毎に差異が出てくるのは当然である。
- (22) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 622.

- (23) 牧 昌見 中等教員の資格制度（中島太郎編 教員養成の研究 pp. 150～174）
 (24) たとえば岩手県においては、明治19年11月9日、県令第14号をもって「小学校教員学力検定試験細則」が定められている。（岩手県公文類纂 小学校教員 明治19年学務部<岩手県文書課所蔵>）
 (25) なお当時における検定の状況は次の表に示すとおりである。

出願者			合格者		
	甲種	乙種	計	甲種	乙種
明治26年	16,374	12,810	29,184	13,372	3,829
明治27年	14,657	16,200	30,857	11,564	4,677
明治28年	10,463 (2,265)	15,982 (2,265)	26,445 (2,285)	8,311 (2,285)	5,499 (2,258)
明治29年	9,924 (2,264)	17,682 (2,264)	27,606 (2,257)	7,890 (2,257)	6,649 (2,257)
明治30年	12,172 (2,156)	19,459 (2,156)	31,631 (2,156)	9,784 (2,151)	7,275 (2,151)
					合計
					17,201
					16,241
					13,810
					(2,258)
					14,539
					(2,257)
					17,059
					(2,151)

文部省25年報 p. 86.

- (26) 尋常師範学校の男生徒に課せられる学科およびその程度と尋常中学校の学科およびその程度を比較すれば、学科については外国語等の一部の学科を除き、大体同じがあるといえるが、その程度についてはいわゆる普通教科において前者が低いといわなければならない。なお高等女学校の学科およびその程度については、明治28年に至って「高等女学校規程」が定められ、これらの事項が明らかにされるまでは、明治24年の「中学校令」の改正において高等女学校が尋常中学校の種類とされている事実からみて、尋常中学校のそれに準じて考えられていたと思われる。
- (27) このような措置の思想的背景としては、「女子ハ其性質風習ヨリ処世ノ業務ニ至ルマテ素ヨリ男子ト同シカラサレハ之ヲ教育スル法ニ於テモ亦男子ト殊別サセルヘカラサルハ言ヲ俟タス」という考え方がある。（明治以降教育制度発達史 第3巻 p. 112）。
- (28) たとえば岩手県においては明治25年3月23日、岩手県令第27号をもって「小学校准教員試験科目ノ程度」を定めて、小学校准教員試験科目の程度を明らかにしている。これは尋常小学校本科准教員の試験科目の程度に限られるものではないが、一括してここに掲載しておく。
- 明治二十四年十一月文部省令第十九号小学校教員検定等ニ関スル規則第九条第二項、第十条第二項、第十二条第二項及第十二条第二項ニ基キ小学校准教員試験科目ノ程度ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治二十五年三月二十三日

岩手県知事 服部一三

小学校准教員試験科目ノ程度

- 第一条 尋常小学校本科准教員試験科目ノ程度ハ左ノ如シ但図画、音楽、体操ノ一科目若クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得又兵式体操ハ男子裁縫ハ女子ニ限ル
- | | |
|----|----------------------|
| 倫理 | 人倫道德ノ要旨 |
| 教育 | 教授ノ要旨、学校管理ノ方法及実地授業 |
| 国語 | 普通ノ国文、文法ノ大要及漢字交リノ作文 |
| 算術 | 修業年限四箇年ノ高等小学校卒業以上ノ程度 |
| 地理 | 日本地理、外国地理ノ大要 |
| 歴史 | 日本歴史ノ大要 |
| 習字 | 楷書、行書、草書 |
| 図画 | 自在画法ノ大要 |
| 音楽 | 単音唱歌及楽器用法ノ大要 |
| 体操 | 普通体操及兵式体操 |
| 裁縫 | 通常衣服ノ縫方裁方 |
- 第二条 高等小学校本科男准教員試験科目ノ程度ハ左ノ如シ但図画、音楽、体操ノ一科若

クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得
倫理 人倫道德ノ要旨
教育 教授ノ原理，学校管理ノ方法及実地授業
国語 普通ノ国文，文法ノ大要及漢字交リノ作文
漢文 近易ノ漢文
数学 算術及代数幾何ノ初步
簿記 帳簿記入法ノ大要
地理 日本地理，外国地理ノ大要
歴史 日本歴史，外国歴史ノ大要
博物 植物，動物，礦物及人身生理，衛生ノ大要
物理 物理ノ大要
化学 化学ノ大要
習字 楷書，行書，草書
図画 自在画法ノ大要
音楽 单音唱歌及楽器法ノ大要
体操 普通体操及兵式体操

第三条 高等小学校本科准教員試験科目ノ程度ハ左ノ如シ但図画，音楽，体操ノ一科目
若クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得

倫理 人倫道德ノ要旨
教育 教授ノ原理，学校管理ノ方法及実地授業
国語 普通ノ国文，文法ノ大要及漢字交リノ作文
数学 算術
地理 日本地理，外国地理ノ大要
歴史 日本歴史ノ大要
理科 博物，生理，物理，化学ノ大要
家事 家事経済ノ大要及通常衣服縫方裁方
習字 楷書，行書，草書
図画 自在画法ノ大要
音楽 单音唱歌及楽器用法ノ大要
体操 普通体操

第四条 高等小学校専科准教員試験科目ノ程度ハ尋常師範学校ノ程度ニ準ス但何レノ科目ニ就キテモ授業法ヲ附帯シテ試験ヲ行フモノトス

専科准教員ニ就キテハ読書，習字及算術ニ關シ普通ノ学力ヲ有スル者ニ非サレハ試験ヲ行ハス（岩手県文書課所蔵 県報<明治25年>）

これを検討すれば明らかになるように、少なくとも岩手県においては、小学校准教員の試験科目の程度が「小学校教員検定等ニ関スル規則」第9条に規定されている尋常小学校本科正教員の試験科目の程度を参照して定められていることが理解される。

- (29) (注)(28)に示した「小学校准教員試験科目ノ程度」第2条参照
- (30) (注)(28)に示した「小学校准教員試験科目ノ程度」第3条参照
- (31) (注)(28)に示した「小学校准教員試験科目ノ程度」第4条参照
- (32) 明治以降教育制度発達史 第3巻 p.806
- (33) なお明治27年に至ると、さらに特別の措置が講ぜられることになった。すなわち明治27年3月5日に文部省令第9号が定められたが、その第3項において「小学校教員検定等ニ関スル規則ニ依リ乙種検定ヲ受クル者其ノ試験ニ合格セサルモ一部ノ成績優等ナルトキハ其ノ部分ニ限リ次回ノ検定期ニ於テ試験ヲ欠クコトヲ得」の措置が講ぜられた（明治以降教育制度発達史 第3巻 p.816）。なお明治31年に至ると、この乙種検定を受ける者がその試験に合格しないが、一部の成績佳良のときはその部分に対し「三箇年間有効ノ証明書ヲ授与シ其ノ有効期間ニ於テ更ニ検定ヲ出願スルトキ

ハ証明書ニ記載シタル部分ノ試験ヲ欠クコドヲ得」る措置が講ぜられている（明治以降教育制度発達史 第4巻 p.817）。これらの措置は明らかに教員検定の簡易化を計かったものである。

(34) 文部省第18年報（明治23年） p.70

(35) 当時における正教員の罷免事由を示せば次のとおりである。

市町村立小学校正教員罷免者（事由別）

	明治25年	明治26年	明治27年
六十年以上ニ至リ退職	1	8	2
傷痍疾病ニ依リ退職	153	226	307
廃校又ハ学校編制ノ変更ニ依リ退職	830	202	108
自己ノ便宜ニ依リ退職其他免職失職	2,039	2,000	1,715
死 亡	207	267	321
計	3,221	2,703	2,453

文部省第22年報（明治27年） pp. 63—64

(36) 石戸谷哲夫 日本教員史研究（野間教育研究所紀要 第15集 昭和33年） p. 230 参照